

#### 株主総会 書面の投票制度と議決権行使の「棄権」の取り扱い

##### 【質問】

当社では、株主総会における議決権行使の方法として書面投票制度を採用しており、各議案についての賛否の欄には**賛成・反対**の2種類のみ設けており、これまで各株主からはいずれかを記載した議決権行使書面を受け取っていました。

このたび、当社大株主から、議決権行使書面に「**棄権**」と記載された書面が送られてきました。棄権している以上、株主総会に参加する意思もなかったものとして、定足数にも含める必要はないのでしょうか。また、株主総会の現場でいわゆる動議がなされる場合もありますが、棄権した株主については動議について欠席したものとして扱ってよいのでしょうか。

##### 【回答】

**会社法上、議決権行使書面に「棄権」と記載して議決権行使をした株主についても、株主総会に出席したものとして扱われるため、出席数議決権数に算入する必要があります。**

また、動議のうち、休憩や質疑打ち切り等の手続的動議については、書面投票を行った株主は欠席したのとして取り扱う一方、役員選任議案に対する候補者の変更提案等の修正動議については、書面投票を行った株主も出席議決権には含め、賛成には含めないこととされています。

##### 【解説】

#### 1. 書面による議決権行使（書面投票制度）

会社は、株主が1000人以上いる場合には、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権行使できる旨を定めなければなりません（会社法298条2項）が、1000人未満であっても、自主的に株主総会に出席しない株主が書面により議決権を行使できる旨定めることができます（会社法298条1項3号。以下、「書面投票制度」といいます。）。

書面投票制度を採用した場合、会社は、招集通知に際して、株主に①株主総会参考書類及び②議決権行使書面を交付する必要があります（会社法301条1項）。

そして、②議決権行使書面には、議案ごとに、株主が賛否を記載する欄を設けなければならないこととされ（会社法施行規則66条1項1号）、別に「棄権」の欄を設けてもよいこととされています（同号括弧書）。

#### 2. 動議と書面投票

株主総会においては、あらかじめ招集通知に記載された議題についての審議・採決が行われるだけでなく、株主総会の現場における株主の提案で審議・採決が行われる、いわゆる「動議」がなされる場合があります。

動議には、①総会運営・議事進行に関する手続的動議と、②総会の議題や議案に関する修正動議の2種類に分類されますが、このうち後者の修正動議は、議案提出権（会社法304条）に根拠を持ち、原則として株主総会で取り上げて審議・採決が必要となります（「付議」といいます。）

休憩や質疑打ち切り等の①手続的動議については、実際に出席していない株主に対して株主総会前にこれらの動議に関して意思決定する資料を与えられていないため、書面投票の内容に関わらず、欠席扱い（すなわち、出席数議決権数にも含めない）とされています。

これに対して、役員選任議案に対する候補者の変更提案等の②修正動議については、書面投票を行った株主を欠席扱いにすると、実際に出席しているわずかな株主によって決議されてしまうおそれがあるため、書面投票も出席議決権数には含めつつ、賛成には含めないこととされています。

動議の種類	書面投票の取扱い
手続的動議	欠席扱い（出席数議決権数に含めない）
修正動議（議題原案の内容を変更）	「棄権」扱い*（出席数議決権数には含めつつ、「賛成」には含めない＝「反対」と同じ）

## 株主総会 書面投票と電子投票の重複時の取り扱い

### 【質問】

当社では株主総会における議決権行使の方法として今年度から、書面投票とともに、インターネットによる電子投票制度も併せて導入することとしました。

このたび、取締役選任に関する議題について、大株主Aから、書面投票では「賛成」と記載されていた一方、その後送信された電子投票では「反対」と記載されていました。この場合、当該議題について、Aは「賛成」、「反対」いずれを有効な議決権行使として扱うべきでしょうか。

また、同じ議題について、電子投票では「賛成」と記載していた株主Bが、電子投票後、株主総会に実際に出席してきて「反対」に投じた場合、いずれを有効な議決権行使として扱うべきでしょうか。

### 【回答】

書面投票と電子投票双方を採用している会社は、招集事項において、両者の内容が対立する場合にどちらが優先するかを定めておくことが可能です。

また、こうした定めがない場合、時間的に後に出された議決権行使を優先するのが一般的であるため、Aの「反対」と記載した電子投票が後に行われたのであれば、Aは「反対」に投じたものとして扱うこととなります。

また、既に電子投票を行った場合であっても、株主総会に出席すると電子投票の効力が失われるため、株主総会に出席したBは、「反対」に投じたものとして扱うべきこととなります。

### 【解説】

#### 1. インターネットによる議決権行使（電子投票制度）

会社は、株主総会の招集事項として、株主が電磁的方法による議決権行使（電子投票）を行うことができる旨定めることが認められています（会社法298条1項4号、4項）。

なお、書面投票制度と異なり、株主数が1000人以上であっても、電子投票制度の採用は義務づけられていません。

電子投票制度を採用した場合、会社は、電磁的方法によって議決権行使書面に記載すべき事項を株主に提供する必要があります（会社法301条1項、会社法施行規則66条）。

なお、電子投票制度は、書面投票制度を基礎として設計されていることから、電子投票の取り扱い等については、基本的に書面投票制度と同様の議論が妥当するため、前項の「株主総会 書面投票制度と議決権行使の「棄権」の取扱い」についてもご参照ください。

#### 2. 書面投票と電子投票の重複行使

会社は、書面投票制度と電子投票制度を併せて採用することも可能ですが、その場合、書面投票と電子投票が重複して行使された場合、両者間で議決権の内容が矛盾・対立する場合があります。

かかる場合に備えて、まず、会社法上、書面投票と電子投票の内容が対立する場合の処理についてあらかじめ招集事項又は定款に定めることができます（会社法施行規則63条4号口）。

具体的には、「時間的に後に到達したものを有効とする」、「白票とする」といった定めや、時間的な先後とは関係なくいずれかが優先するとして、たとえば「書面投票と電子投票による議決権行使が重複した場合、電子投票が優先する」といった定めも有効とされています。

次に、かかる事項を招集事項等に定めていなかった場合、議決権行使の時間的な先後により、「後に出された方が優先する」（≠「後に到着した方」）ものと解するのが一般的です。

#### 3. 電子投票と出席による議決権行使の優劣関係

電子投票による議決権行使が認められるのは、「株主総会に出席しない株主」だけです（会社法298条1項4号）ので、株主が既に電子投票を行った場合であっても、当該株主が株主総会に出席すると、既に提出した電子投票の効力は失われるものと解されています。

なお、これには株主自身が実際に株主総会に出席した場合だけでなく、代理人を出席させた場合も含まれるものと解されていますので、電子投票を行った株主が委任状を付与した場合には、常に委任状が優先し、電子投票の内容にかかわらず委任状に基づく代理人の議決権行使が有効になります。

### 【質問】

当社ではこれまで特に株主様に対する優待制度を実施してきませんでした。株主様の当社のROEや株主への利益還元政策に対する見方も年々厳しさを増してきており、新たに株主優待制度を取り入れることを検討しております。

当社は人気のプロ野球球団のオーナー会社の系列であるため、当該球団の試合の観戦チケットを一定数以上の株式を保有する株主様に対して抽選で付与することを検討していますが、会社法上留意すべき点があればご教示ください。

### 【回答】

株主優待制度は、①株主平等原則に違反しないか、②株主の権利行使に関する利益供与の禁止に抵触しないか、③配当規制等に抵触しないか、といったことに留意する必要があります。

一般的には株主優待制度は禁止されているものではありませんが、自社事業のサービスの一環として社会通念上相当な範囲内で行うことが必要となります。

### 【解説】

#### 1. 株主優待制度

株主優待制度とは、株主に対して会社の事業に関連する便益を付与する制度をいい、たとえば鉄道会社が一定数以上の株式を持つ株主に優待乗車券を付与したり、事業会社が自社製の商品券を付与したりするものをいいます。

また、近年では株主優待の内容も多岐にわたっており、自社の系列のスポーツ団体の試合の観戦チケットを抽選で付与したり、図書カード等の換金性の高い商品を付与したりする例もあります。

#### 2. 株主平等原則との関係

株主平等原則とは、株主をその有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱わなければならないとする原則です（会社法109条）。一定数以上の株式を有する株主に対する株主優待制度は、かかる株主平等原則に違反しないかが問題となりますが、結論としては、通常の株主優待制度であれば、以下の理由から株主平等原則に違反しないとされることが一般的です。

① 株主優待制度は営業上のサービスであること

② 軽微な差別に過ぎないこと

③ 各株式につき分子を1として所定の株式数を分母とする分数量の権利であるから、その分数量の間で平等であればよいこと

もっとも、これらの理由により正当化できない株主優待、具体的には恣意的に特定の株主を優待したり、軽微とはいええないような価値のある物品を一定数以上の株式を持つ株主に付与したりするような株主優待は、株主平等原則に違反する可能性があるといえます。

#### 3. 株主の権利行使に関する利益供与の禁止との関係

会社は、株主の権利の行使に関して何人に対しても財産上の利益の供与をすることを禁じられています（会社法120条）。

株主に財産上の利益を供与する株主優待制度が同条の禁止に抵触しないかが問題となりますが、社会通念上許容される範囲であれば、同条の禁止対象ではないと解されています。

もっとも、鉄道会社が株主優待として交付する乗車券の枚数につき交付基準による算定を厳格に行わずに基準よりも多くの乗車券を交付したことについて、社会通念上許容された範囲内で適正に行われたものとはいえないとして同条に違反すると認めた裁判例があるとおり（高知地裁昭和62年9月30日判時1263号）、あくまで「社会通念上許容される範囲」であることが必要となります。

また、役員選任について現職取締役と対立する議案が株主から提出されている場合に、会社が議決権を行使した株主にQuoカード一枚（500円相当）を交付することは、同条の利益供与に該当するとした裁判例があるとおり（東京地裁平成19年12月6日判タ1258号）、株主優待の価値に関わらず、会社の意図・目的によっては、同条に抵触すると判断される可能性があります。

#### 4. 配当規制との関係

株主に対する配当には分配可能額の制限等の配当規制が適用される（会社法454条以下）ところ、株主優待制度は現物配当に該当し、配当規制の対象とならないかが問題となります。この点、会社に関連する事業に関する無料券等の交付を受けることは、株主権の内容になっていないこと、会社の事業上のサービスの一環にすぎないこと、及び経済的価値が必ずしも大きくないこと等を理由に、株主優待制度には厳格な株主平等原則が適用されず、そのような特徴を満たしている限り、現物配当には当たらないと解するのが一般的です。

ただし、特に会社が有する資産や自社のサービスではないものを無償で交付する場合には、会社財産の流出が不可避的であるため、社会的相当性が認められる場合を除き、現物配当に該当するという見解もあるため、株主優待の内容が自社事業に関連し、交付価値も過大でないことが必要となると考えられます。